

# 仙台大学大学院学則

## 第1節 名称及び目的

(名称)

第1条 仙台大学学則第3条の2に基づき、仙台大学に大学院を置き、これを「仙台大学大学院」（以下「本大学院」という。）と称する。

(目的)

第2条 本大学院は、広い視野に立って、体育・スポーツ、健康福祉、運動栄養、スポーツ情報マスメディア及び現代武道に関する学術の理論と応用を教授研究し、当該分野における高度の専門的な職業等を担うための卓越した能力を培い、もって体育・スポーツ及び健康分野の発展に寄与する有為な人材を育成することにより、広く社会に貢献することを教育研究上の目的とする。スポーツ科学研究科の人材養成の目的は、次のとおりとする。

2 スポーツ科学研究科は、授業及び研究指導を通して、当該分野における科学的知識・技能並びに研究能力を修得し、併せて学術研究の高度化や国際化、社会との連携、生涯学習への対応にも貢献し得る豊かな教養を身につけた人材を養成することを目的とする。

## 第2節 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検及び評価に関し必要な事項は、学校教育法第93条第2項3号の教育研究に関する重要事項として学長が定めるもの（以下本大学院学則において「学長裁定」という。）として別に定める。

## 第3節 構成

(研究科等)

第4条 本大学院は、修士課程とする。

2 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻

3 前項の研究科及び専攻に領域を置く場合がある。

(職員組織等)

第5条 本大学院に研究科長、教員（教授、准教授、講師、助教）、助手及びその他の職員を置く。

(研究科会議)

第6条 本大学院に研究科会議を置く。

2 研究科会議の構成は、学校教育法第93条第2項3号に基づき研究科会議から意見を徴した（以下本大学院学則において「研究科会議意見聴取」という）うえ、学長裁定とし別に定める。

3 削除

4 削除

5 削除

6 研究科会議運営については、学校教育法第93条第2項、同第3項に基づき、研究科会議審議その他に関しては、学長裁定として別に定める

(収容定員)

第7条 収容定員は、46名とし、入学定員は、23名とする。

(標準修業年限)

第8条 標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障が生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 第1項及び第2項の標準修業年限の違いにより研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程2年コース（標準修業2年）

スポーツ科学専攻 修士課程1年コース（標準修業1年）

4 職業を有している等の事由により、前3項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを願いでた学生については、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として学長がこれを認めることができる。

(在学期間)

第9条 在学期間は、修業年限の2倍以内とする。

2 前条第4項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学期間は、前項に規定する在学期間に2年を加えた期間を超えて在学することはできない。

3 第47条の入学金、授業料等の規定にかかわらず、その他の事項を含め長期履修学生に関する必要事項は、学長裁定として別に定める。

第10条 削除

#### 第4節 学年、学期及び休業日

##### (学年)

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

##### (学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前・後期の開始日等については、必要により変更することがある。

##### (休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 本学創立記念日 5月6日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長裁定として別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、臨時休業に関してはその都度、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として学長が定める。

##### (教育方法の特例)

第14条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うことができる。

2 教育方法の特例に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第2章 通則

##### 第1節 入学、再入学及び転入学

##### (入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

##### (入学資格)

第16条 入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、特に優れた成績で所定の単位を修得したと認めた者

六 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第17条 入学を志願する者は、別に定めるところにより、入学志願書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学志願者については、別に定めるところにより入学試験を行い、その結果に基づいて入学者を選考する。

(再入学)

第19条 本大学院を退学した者が再入学を願出た場合は、選考のうえ相当年次に再入学を許可することがある。

(転入学)

第20条 他の大学院から本大学院へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することがある。

(入学の許可)

第21条 入学、再入学又は転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに入学に関する所定の書類を提出するとともに、入学金及び学費等を納入しなければならない。

(保証人)

第22条 学生の保証人は、独立の生計を営む者二人とし、一人は保護者又はこれに準ずる者をあて、その学生の在学中の一切の事項につき、連帯責任を負わなければならない。

2 保証人が転籍、転居又は改姓した場合は、直ちに届け出を行い、又死亡その他の事由によってその資格を失った場合は、新たに保証人を定めて、所定の書類を提出しなければならない。

(再入学又は転入学に係る既修得の単位等の認定)

第23条 再入学又は転入学を許可された者の修得した授業科目、単位及び在学期間については、審査のうえ、その全部又は一部を認める。

(入学、再入学及び転入学)

第23条の2 この節に定める入学、再入学及び転入学に関しては、研究科会議意見聴取のうえ、学長が行う。

## 第2節 休学、復学、退学及び除籍

### (休学)

第24条 疾病その他の止むを得ない事由により、3ヶ月以上にわたり修学できない者は、その事由を明記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 疾病等で修学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第25条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事由がある場合には、許可を得て引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算2年とする。

3 前項の規定にかかわらず2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分における修士課程の通算年数にあつては当該標準修業年限を超えることはできない。

4 休学が3ヶ月以上にわたる場合は、その期間は在学期間に算入しない。

### (復学)

第26条 休学期間が満了した者は、届け出なければならない。

2 休学期間内にその事由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

### (転学)

第27条 削除

### (退学)

第28条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署のうえ願い出て許可を得なければならない。

### (除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

一 疾病その他の事故により、成業の見込みがないと認められた者

二 授業料等の学費を滞納し、督促を受けても納付しない者

三 在学期間が修業年限の2倍を超える者

四 死亡又は長期にわたり行方不明の者

五 休学期間満了後、なお休学の延長、復学、退学の手続きを取らない者

2 前項第二号に該当し除籍となった者から除籍日より1年以内に、滞納した学費の全額を納付することを願い出た場合は、当該除籍を取り消すことができる。

### (休学、復学、退学の許可及び除籍)

第30条 この節に定める休学、復学、退学、除籍及び除籍の取り消しは、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として学長がこれを行う。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

#### (授業及び研究指導)

- 第31条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 学生は、指導教員の指導により授業科目の授業及び研究指導を受けるものとする。
- 3 指導教員は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として別に定める。

#### (授業科目)

- 第32条 授業科目及びその単位数は、別表に定めるとおりとする。

#### (履修方法)

- 第33条 授業科目の履修は、別表に定めるところにより行い、30単位以上を履修しなければならない。

#### (授業期間等)

- 第34条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。
- 2 各授業科目の授業は、15週に渡る期間を単位として行うことを原則とする。

#### (組織的な研修等)

- 第35条 本大学院の授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### 第4節 単位

#### (単位の計算)

- 第36条 授業科目の単位の計算は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により単位を計算する。
- 一 講義及び演習は、教室内の15時間の授業及び教室外の30時間の準備のための学習をもって1単位とする。
- 二 実験・実習及び実技は、教室内の30時間の授業及び教室外の15時間の準備のための学習をもって1単位とする。
- 2 講義及び演習と実験・実習及び実技とを組み合わせる行う授業科目については、前項第一号及び第二号の基準に基づくものとし、それぞれの時間数を算出する。

### 第5節 単位の授与

#### (単位の授与)

- 第37条 本大学院の定める授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の方法により行う成績評価に合格した者に単位を授与する。
- 2 成績の評価は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の5段階で表し、秀、優、良、可、を合格とする。

(他大学院における授業科目の履修)

第38条 学長が教育上有益と認める場合は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として他の大学院と予め協議のうえ10単位を超えない範囲で学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。これにより履修した授業科目の修得単位は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として本大学院で修得したものとみなすことができる。

(留学における授業科目の履修)

第39条 外国の大学院へ留学を希望する者がある場合は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として許可することがある。留学先における科目履修単位については、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として10単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

(他大学院、研究所等における研究指導の委託)

第40条 学長が教育上有益と認める場合は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として他の大学院又は研究所と予め協議のうえ、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

第41条 学長が教育上有益と認める場合は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として学生が本大学院に入学する前に他の大学院で履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、10単位を超えないものとする。

(教育職員免許状授与資格の取得)

第42条 本大学院において、教育職員免許状授与資格が取得できる免許状の種類と教科は、次のとおりとする。

中学校教諭専修免許状(保健体育)

高等学校教諭専修免許状(保健体育)

養護教諭専修免許状

2 教育職員免許状取得に関する履修規程は、学長裁定として別に定める。

## 第6節 修了

(課程の修了)

第43条 修士課程2年コースは、学則第32条及び第33条に定める授業科目から30単位以上を修得する。学位論文として修士論文を提出し、学位論文審査及び試験に合格した者は、研究科会議意見聴取のうえ、修了者と認定する。ただし、成績が特に優れていると学長が判断した者については、研究科会議意見聴取のうえ、1年以上の在学期間をもって修了することができる。

- 2 修士課程1年コースは、学則第32条及び第33条に定める授業科目から30単位以上を修得する。学位論文として「特定の課題についての研究成果」(以下「リサーチ・ペーパー」という。)を提出し、学位論文審査及び試験に合格した者は、研究科会議意見聴取のうえ、修了者と認定する。在学年数については、当該標準修業年限以上在学するものとする。

## 第7節 学位

(学位授与)

- 第44条 修士課程修了者には、研究科会議意見聴取のうえ、別に定める学位規程により修士(スポーツ科学)の学位を授与する。

## 第8節 賞罰

(表彰)

- 第45条 学長は、学生が学業その他の活動において優れた成績をあげた場合は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として表彰することがある。

(懲戒)

- 第46条 学則に違反し、学生としての本分に背いた行為をした者は、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として懲戒処分に付することがある。

- 2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

けん責

謹慎

停学

退学

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席が常でない者

四 本学及び社会の秩序を乱し、著しく学生の本分に反した者

- 4 懲戒に関する手続きは、学長裁定として別に定める。

## 第9節 入学金、授業料及びその他の費用

(入学金、授業料等)

- 第47条 入学金、授業料等の学費は、次のとおりとする。

- 一 修士課程2年コース

入学金 250,000円(入学時のみ)

授業料 700,000円

教具教材費 70,000円

施設費 100,000円

## 二 修士課程1年コース

入学金 250,000円

授業料 870,000円

教具教材費 70,000円

施設費 100,000円

- 2 入学試験に合格し、入学手続きを行う場合は、原則として前項に定める学費を一括して納入するものとする。
- 3 授業料、施設費及び教具教材費は、本人から学長に願い出て、4月及び10月の2期に分納することができる。
- 4 止むを得ない事情があると認められる者に対しては、学長が研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として学費の延納を許可する。

### (学費の免除)

第48条 人物、競技、学業成績が極めて優秀な者その他特に必要と認めた者について、特に学費の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する学費の免除の取扱いについては、学長裁定として別に定める。

### (休学期間の学費)

第49条 休学期間が、その全期間にわたる場合に限り、その期の学費を徴収しない。

- 2 休学期間の中途において復学する者については、その期の学費を徴収する。

### (退学等した者の学費)

第50条 学期の途中において退学、除籍された者は、その期の学費を納入しなければならない。

### (既納の学費)

第51条 既納の学費は、理由の如何を問わず一切返還しない。ただし、止むを得ない理由で所定の手続きにより入学辞退を申し出た者に対しては、学長裁定として別に定めるところにより入学金以外の授業料等を返還することがある。

## 第10節 特別研究学生、大学院特別聴講学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、外国人留学生

### (特別研究学生)

第52条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として特別研究学生として入学を許可することがある。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 特別研究学生に関して必要な事項は、学長裁定として別に定める。

(大学院特別聴講学生)

第53条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を志望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として大学院特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 大学院特別聴講学生に関して必要な事項は、学長裁定として別に定める。

(大学院研究生)

第54条 本大学院において特定の専門事項について研究することを志望する者があるときは、学生の教育及び研究に支障がない限り、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として大学院研究生として入学を許可することがある。

2 大学院研究生に関して必要な事項は、学長裁定として別に定める。

(大学院科目等履修生)

第55条 本大学院において1科目又は複数の科目を履修することを志望する者があるときは、当該科目の教育に支障がない限り、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として大学院科目等履修生として入学を許可することがある。

2 大学院科目等履修生に関して必要な事項は、学長裁定として別に定める。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、大学院等において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科会議意見聴取のうえ、学長裁定として外国人留学生として入学を許可することがある。

2 第47条の規定にかかわらず、外国人留学生入学金、授業料等本大学院の学費の金額(年額)及び納入方法は、学長裁定として別に定める。

3 外国人留学生に関する必要事項は、学長裁定として別に定める。

## 第11節 雑則

(本学学則の準用等)

第57条 この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

(学則の改廃)

第58条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。